

フ以テ之レヲ定ム  
 委員兼委員選挙人ハ其當選ヲ辞スルトゾ得ズ  
 委員止ムヲ得ザル事故ノ爲メ其任ヲ辞シ委員會ニ於テ其ノ辞任ヲ認容シタルトキハ選  
 挙當時ノ次点者ヲシテ之ニ代ラシム  
 次点者ナキトキハ委員選挙人ヲシテ之レガ補欠選挙ヲ爲サシム  
 五、選挙ノ日時場所、選挙立會人ハ追テ之ヲ定ム  
 六、委員當選任命後五日以内ニ第一回調査會ヲ開會シ會議ノ方法ヲ決定ス  
 右ノ通り決定致度ニ付御稟存有之候ハ本日より前日以内ニ事務所へ御申出相  
 成度候

大正十年六月二十一日

藤永田造船所

六月二十一日付要求ニ對スル回答書

- 一、(イ) 藤永田造船所内ニ於テ 組合ヲ交渉團體トシテ認ム可シ  
 (ロ) 其團體ノ内容組織方針交渉ノ條及方法ニ關シテハ工主  
 側ト本勞働者ト同意ナキ方法ニ依リ選出セル者ハ  
 員ヲ以テ直ニ調査會ヲ組織シ決定スルモノトス
  - 二、請負制度改メノ外ハ調査會ノ上直ニ行ハス
  - 三、工場内衛生設備ノ改メノ外ハ直ニ行ハス
  - 四、無届停働解雇給與日數ノ件ハ五日間トス
  - 五、工場ノ組合上何種スル場合ニ於ケル手當一週手當ヲ含ムハ  
 左ノ通り定ム
- 半ケ年未満 日給拾日分  
 壹ケ年未満 日給拾五日分  
 壹ケ年以上ノモノハ壹ケ月ヲ増ス毎壹日分ヲ加算ス

藤永田造船所